

(別紙)

山形市総合スポーツセンター野球場使用料金表

(1) 専用使用料

使用区分		時間区分	使用料(時間)
競技場	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	2,000円
		入場料を徴収する場合	6,000円
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合(プロ野球に使用する場 合を除く。)	入場料を徴収しない場 合	営利を目的と しない場合 6,000円
		入場料を徴収する場合	営利を目的と する場合 20,000円
	プロ野球に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	60,000円
		入場料を徴収する場合	20,000円
		1日につき最高入場料の300人分 に相当する額(その額が200,000 円に満たない場合は、200,000円)	
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用する 場合(1面)		1,000円
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合(プロ野球に使用する 場合を除く。)(1面)	営利を目的と しない場合	3,000円
		営利を目的と する場合	10,000円
	プロ野球に使用する 場合(1面)		10,000円
会議室(1室)			1,500円

(2) 照明設備等使用料

設備名		時間区分	使用料(時間)
照明設備	内野 300ルクス 外野 200ルクス	1時間まで ごと	6,500円
	内野 500ルクス 外野 300ルクス		9,800円
	内野 750ルクス 外野 500ルクス		14,300円
	内野 1,000ルクス 外野 750ルクス		22,500円
	屋内練習場(1面)		2,000円
更衣室(1室)			1,000円
審判更衣室			1,000円

(3) 附属設備及び備品類の使用料

放送設備	1時間までごと	500円
スコアボード設備		1,000円
ピッチングマシン	1台1時間までごと	500円

(4) 冷暖房料

競技場に付随する諸室 (本部室、記者室、放送室、審判室及び控室をいう。以下同じ。)	1室1時間までごと	300円
会議室		300円
更衣室		300円
審判更衣室	1時間までごと	300円

- ①各施設並びに設備を高校生以下が使用する場合は、それぞれの2分の1の額になります。
- ②施設を準備のために使用する場合は、それぞれの使用料の2分の1の額となります。
- ③前項②の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。
- ④入場料を徴収する場合の「入場料」とはいずれの名義を問わず、入場者から徴収する入場の対価をいいます。